

無配当一年
定期保険

メモリードライフの 葬儀保険



葬儀保険の特長

満20歳から
満89歳まで
お申込み可能!



保険金は
自由自在に設計!
(最低30万円~最高300万円)



健康診断書が
なくても
お申込みできます!



200万円

100万円



お手頃な
保険料で
しっかり保証!



保険金の50%を
最短翌日※お支払い!

※クイック支払いサービス適用時に限ります。

万が一のときに備えておきたいお金

全国の葬儀費用について

寺院の費用 **44.6万円** お経代・
戒名料など

通夜からの
飲食接待費 **33.9万円** 通夜ぶるまい
精進おとしなど



葬儀社に
支払う金額 **156.1万円**

葬儀費用一式
(返礼品等含む) **122.2万円**

病院からの搬送料・安置料、飾り付け・会場祭壇設営費、
ハイヤー代・火葬料、斎場使用料

保険料の目安



安心プラン 保険金：200万円 / 保険期間：1年(更新)

男性

50歳	約 1,636 円 / 月
60歳	約 2,945 円 / 月
70歳	約 6,485 円 / 月

女性

50歳	約 956 円 / 月
60歳	約 1,323 円 / 月
70歳	約 2,686 円 / 月

※表は年払(年一回払い)の保険料を月あたりにしたものです。

引受保険会社



登録番号:関東財務局長(少額短期保険)第18号

保険料試算など詳しくは…

メモリード・ライフ

検索

取扱者／代理店（少額短期保険募集人）

MLAD1703-12

葬儀保険 新聞

豊かな人生のためのお役立情報通信

2017年 4月1日発行

発行:(株)メモリード・ライフ

創刊号

2017年で
10周年
を迎えます!

メモリード・
ライフの
通信紙
「葬儀保険新聞」発行開始!

株式会社メモリード・ライフは2008年の営業開始から今年で10周年を迎えます。これもひとえにお客様やご協力企業の皆様とのご縁があってのことございます。ここに厚く御礼申し上げます。

そんなメモリード・ライフもこの9年間で約8万件(新契約)のご契約をいただき、保険金として約35億円をお客様にお支払をさせていただきましたが、更に多くの方々にメモリード・ライフの葬儀保険を知っていただくために「葬儀保険新聞」を発行いたしました。皆様が豊かな人生をおくるために役立つ情報を定期的に発信してまいりますので宜しくお願ひいたします。

代表取締役 社長 高原 芳信

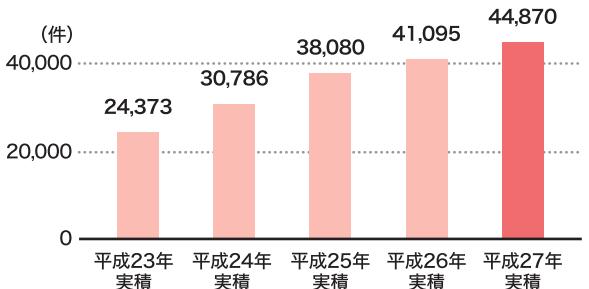
業界
No.1

メモリード・ライフとは??

平成20年4月の営業開始以来、メモリード・ライフの業績は順調に進展し、平成27年3月時点では少額短期保険(生命保険分野)の保有契約件数および収入保険料では業界トップの地位を獲得しています。

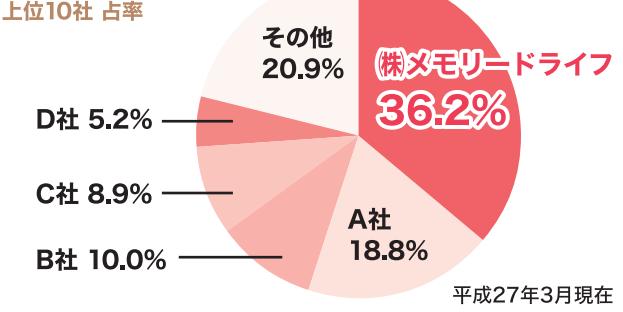
堅調な伸びを実現!

保有契約件数(年度別)



生保分野では業界トップ!

生命保険「収入保険料」上位10社 占率



くらしの お役立 情報!

葬儀保険とは…

現在約5万件(保有契約)ご加入いただいている葬儀保険ですが、どうして必要だと感じる方が増えてきたのでしょうか。そこには大きく3つのポイントがあります。



ポイント1

会葬者の激減

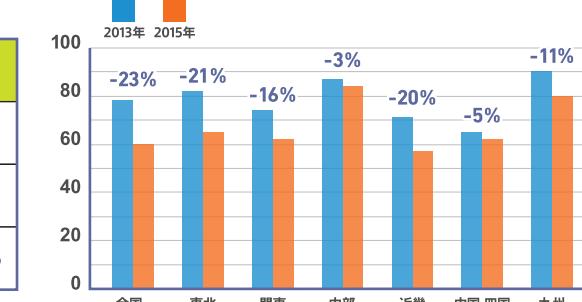
以前は、会葬者のお香典で葬儀費用がまかなえることも少なくありませんでした。しかし、以下の理由から会葬者が減少しております。

1.少子高齢化社会による、親族・親戚の人数減 2.長寿により以前の勤務先や地域関係と疎遠

2013年から2015年の2年間だけでも日本全国の平均会葬者の人数は約20名減少しております。(図1参照)会葬者が減少することでお香典の金額も少なくなり、したがって葬儀費用を事前に準備しておく必要があると感じる方が増えてきているのです。

	全国	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州
2013年	78	82	74	87	71	65	90
2015年	60	65	62	84	57	62	80
増加率	-23%	-21%	-16%	-3%	-20%	-5%	-11%

地域別の平均会葬者(単位:人) 鎌倉新書「お葬式に関する全国調査第2回」2015



ポイント2

預貯金の減少

60代の方の多くは「貯金しているから大丈夫」とおっしゃいます。しかし、長生きすることにより、自身の預貯金も減少していき、生活費はもちろんですが、入院した場合の医療費の増加や介護施設等の施設利用料の増加により生前に貯金がなくなってしまい、生活が困難になる「老後破産」する方が増えてきています。



ポイント3

口座が凍結する

たとえ貯金が残っていたとしても、亡くなるとその名義人の口座は凍結されるため、葬儀費用として親族の方が使用できないケースが増えています。今まで銀行の預貯金は相続人全員が遺産分割の対象とすることに合意しない場合には、遺産分割の対象財産に含めないというのが一般的でしたが、昨年末、最高裁において判例変更がなされ、銀行預金も遺産分割の対象になると判断されました。よって、預貯金には相続人全員の同意がない限り一切引落しができないという状況になりますので、受取人を指定してすぐにお金動かせる「葬儀保険」を選ぶ方が増えています。

— お客様の声 —



●60代男性 福岡県福岡市在住 Yさん

自分が死んだ時は、息子が何とかしてくれる、私も前まではそう思っていました。息子も「死んだ時のことなんて今から考えてないで、親父も退職したのだからセカンドライフをお袋と十分に楽しんでくれよ」と言ってくれていました。

しかし、3人の孫が生まれたくらいから、そもそも思っていられなくなりました。私も、もう60後半。孫3人が社会人になる頃まで生きていられれば良いなんなんて話をよく妻としています。

しかし、もしそうなる前に自分が死んでしまった時、息子夫婦に大きな負担になってしまう、そう考えるようになって、妻と二人で相談していた時にメモリード・ライフの保険を知りました。

保障額を自分で設定できるということでしたので、私が300万円、妻が200万円で加入しました。私の分の保険料は少し高いと感じましたが、妻の方が安かったので二人で合わせると当初予定していた保険料内で抑えることができました。

後日息子に加入した話をしたところ、「親父はいつまでたっても俺の親父だな」と笑っていました。心配事も一つ減り、これからは妻と一緒に旅行などに行ったり、孫の成長を楽しみながら生きていきたいと思います。

●70代女性 長崎県長崎市在住 Sさん

3年前に夫に先立たれ、その時、夫名義で加入していた保険をすべて解約していました。年金暮らしで、これから先保険料の支払いも大変になるだろうと思っていたので。それに私の葬儀は、夫のような立派な葬儀でなく、家族葬すればお金もかからないだろうと思っていたいました。

でも、ある日いつものように、近所の友達と話をしていたら「葬儀は家族葬だからって安くすむわけじゃないのよ」と。お寺さんだったり、今まで入院していた病院への精算もあるからお金は必要だっていうのです。

確かに、夫の時も思ったよりお金かかるなあとは思いました。これから、お金を貯めるなんて大変だしどうしようと考えていたある日、知り合いの営業員さんからメモリード・ライフの保険を紹介されました。

話を聞くと、年金暮らしの私でも加入できる保険料で、毎月の負担額もあまり大きくないということだったので加入しました。

年も年で年金暮らしの私でしたが、保険に加入することができてよかったです。

